政府開発援助に『ビジネスと人権』の視点を

-民間企業と連携する小規模農家支援の事例から

井上 直美



- アフリカでは、小規模農家に営農に関する情報などを提供するデジタル農業市場が拡大しており、 国際機関や政府開発援助はサービスを提供する企業に対する様々な支援を行っている。
- しかし、農業プラットフォームの利用で起こる小農や地域社会への負の影響は看過されている。
- 受入国の持続可能な開発を導くためには、小農支援に「ビジネスと人権」の視点が有効である。

サブサハラ・アフリカ(アフリカ)では、小規模農家(小農)に営農に関する情報やサービスを提供するデジタル農業市場が隆盛である。ケニアでは2割~3割の農家が関連サービスを利用する。多くのデジタル農業企業は、ドナーからの資金に依存し、国際機関や政府開発援助(ODA)機関は様々な企業支援を行っている(国際協力機構:JICA、アフリカ農業セクター開発戦略 2022 年)。日本の ODA 機関であるJICA は、フードバリューチェーンの強化や農家の収入を向上するための ODA 事業で民間企業との連携を拡大している(JICA2021 年次報告書)。

小農が使うサービスは、農業プラットフォームである。農業情報や農業資材を入手し生産物を売り、生産性や収入を改善する効果が見込まれている。しかし、現地で起こる小農や地域社会への負の影響についての議論はまだ十分ではない。本稿は、ODA機関が行う農業プラットフォームを活用した小農支援における「ビジネスと人権」の視点の必要性について、筆者がケニアで行った調査を基に検討する。本稿で紹介するのは限られた事例であるが、負の影響は個々のケースで異なる点に留意が必要である。

農業プラットフォームを活用した小農支援

ケニアにおける国際機関や ODA 機関による 農業プラットフォームを活用した小農支援事例 を 2 つ紹介する。1 つは、国際機関の世界食糧 計画 (WFP) が民間の農業プラットフォーム企

業と連携する Farm to Market Alliance (FtMA) (https://ftma.org/kenya/)である。FtMA は、全 国の農村に農業支援の拠点を作り、地元の農民 起業家を拠点リーダーとして育成する。拠点リ ーダーは、農業プラットフォームを活用して小 農が営農に関する情報や投入材を入手し、生産 物を販売するのを手伝い、取引から手数料を得 る。その結果、小農が農業の生産性や収入を改 善することを目指す。2つ目は、JICAのSHEP (市場志向型農業振興) プロジェクトである。 SHEPは、長年ケニアで小規模園芸農家に対す る農業技術支援を行っており、小農支援の豊富 な知識と経験を有する。SHEP はパイロット・ プロジェクトとして FtMA と連携する特定の農 業プラットフォームを使う拠点リーダーに対し て農業技術支援を行う。彼らが小農に行う支援 の質の向上を目指し、小農の農業生産技術が高

農業プラットフォームの活用は、小農の農業 生産性と収入の向上をもたらす小農支援である。 しかし、小農や地域社会に負の影響をおよぼす 可能性がある点に注意が必要である。

まるという、今後への期待が高い取組みである。

農業プラットフォームを使うことによる小農 や地域社会にあたえる負の影響

小農が農業プラットフォームを使うことで小 農自身や地域社会におよぶ負の影響を、筆者が 2022年10月にケニアで行った農業プラットフ オームを使う農家の調査を基に紹介する。

1 つ目の事例では、農業プラットフォームを

政府開発援助に『ビジネスと人権』の視点を

活用したことで生産管理を簡単かつ正確に行えるようになり、元は小規模だった酪農家が事業規模を拡大した一方で、同酪農家に雇われる労働者の人権や労働安全衛生は、改善されないままであった。筆者が酪農家に雇われる労働者に話を聞くと、労働者が労働安全衛生のリスクに直面する状況や、待遇は改善していなかった。労働者は、個人用保護具を使わずに牛のふん尿の清掃を行っていた。彼らが酪農家から受け取る月給は、9000 ケニアシリング(9450 円)で、住居費の差し引き後は 6000 ケニアシリング(6300 円)であった。ケニアの一般的な家族が基礎的な生活水準を保つのに必要な 2 万 2300 ケニアシリング(2 万 3415 円)を下回る。

2 つ目は、小農が農業プラットフォームから 入手し、生産向上のために使う化学肥料や除草 剤などの投入材の不適切な取扱いが、小農や地 域社会に負の影響をおよぼしている事例である。 コーヒー生産農家は、農業プラットフォームを 使って農業カレンダーの情報を得て、農薬や肥 料を入手していた。その結果、小農のコーヒー 豆の収穫量は増えて収入が向上した。しかし、 筆者は、彼らが個人保護具をつけずに農薬を一 ヒーの木の根本に山積みになっている様子を、 農薬の袋等の農業廃棄物がっ ヒーの木の根本に山積みになっている様子とで 起こりうる健康被害や廃棄物による土壌汚染を 無視した農業が行われていた。

デジタル農業プラットフォームを活用した小 農支援に「ビジネスと人権」の視点を

国連『ビジネスと人権に関する指導原則』(指導原則)の原則4は、政府関係機関として人権尊重の責任を有するODA機関に対し、ODA機関から支援を受ける企業活動による人権侵害に対する人権デューディリジェンスの実効的な実践を企業に求めることを推奨している。政府関係機関の資金で行われる事業が人権デューディリジェンスを実施しない場合には、政府関係機関が人権侵害に加担したとみなされ、受入国の人権問題を悪化させる可能性すらある。

指導原則 13 によると、企業は直接負の影響を引き起こすか助長していない場合であっても、取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止、軽減するように努める必要がある。

本稿が取り上げた小農への負の影響は、農業

プラットフォーム企業自身が不適切な労働環境や投入材の利用を助長したことによって生じたものではない。しかし2つ目の事例の負の影響は小農がプラットフォームから入手した投入がを使うことで起こった、プラットフォーム即19に直接つながるものである。指導原則19に関れば、企業は小農が受けるこうし身の影響を行使すべきである。アラットフォーム企業は、投入材の適切な利用に不慣れな小農が発生したがきないた負の影響が発生したりに影響力を行使して改善のために働きかいるとが望ましい。1つ目の事例では、労働環境を農家と協働で改善することが求められる。

ODA機関は、このような農業プラットフォームの影響を踏まえたううえで、実際もしくは潜在的な人権への負の影響を考慮しなければならない。ODA機関は、政府関係機関として企業よりも重い人権尊重の責任がある自覚を持ち、支援を受ける受益企業に人権デューディリジェンスを求め、自らの影響力を行使し、負の影響を防止し軽減するために企業と協働することが求められる。多くの企業は支援を必要としているだろう。

おわりに

日本のビジネスと人権に関する国家行動計画 (NAP) は、開発協力において人権尊重に配慮した取組みを行うと宣言している。農業プラットフォームを活用した農民支援に限れば、自らの影響力を行使して負の影響をなくすための行動を企業に促し協働することが望ましい。

事例で取り上げたケニアは、アフリカで最初に NAP を策定した指導原則の推進国である。 農家の生産性と収入の改善は、NAP において持続可能な社会を作るための重要課題である。しかし小農に対する施策は十分ではない。零細農家支援の経験が豊富な SHEP は、ケニア政府や企業にとっての有効な協働相手となるだろう。

持続可能な開発を導くためには、日本の ODA が行う農業プラットフォーム事業を活用する小農支援に「ビジネスと人権」の視点を組み込み、受入国政府を支援していくことが求められる。

(いのうえ なおみ/東京外国語大学・アジア経済研究所連携研究員)